

仕 様 書

建設局土木管理部京北・左京山間部土木みどり事務所
(担当 森口、水澤 電話852-1819)

件 名	(単価契約)第3四半期 レギュラーガソリン、軽油、混合油及び灯油の購入
予定数量	レギュラーガソリン 1,100リットル 軽 油 850リットル 混合油 20リットル 灯油 300リットル 参考)昨年10月～12月の実績分
契約期間	令和8年10月1日から令和8年12月28日まで
契約条件	1 給油対象車両 ○ ガソリン対象 乗用自動車 京都800せ6955 京都800せ9102 軽自動車 京都880あ4634 京都880あ1157 ○ 軽油対象 京都800そ 280 京都800せ5623 京都800せ4840 ※なお、車両変更や新車納車の際は柔軟に対応すること。 2 支払い方法 各月の月末締めで、当該月分の納入量の合計に単価を掛けた額を支払う。1円未満の端数は切り捨てるものとする。 ※受注者の希望があれば、価格変動条項実施時には価格変動の都度、請求することも可能とする。 3 その他 給油スタンドでのフルサービスの給油とし、洗車等その他の業務は含まない。 請求書の作成、送付等、必要な事務手続きに係る費用は、契約決定業者が負担するものとする。 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

※価格変動条項	○ガソリン・軽油 1 落札決定後に契約単価は変更しないが、発注者又は受注者の求めがあった場合は双方協議のうえ、経済産業省資源エネルギー庁が公開している「給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）のレギュラー現金価格及び軽油現金価格における京都の価格」（以下「公表価格」という。）の増減額（契約日又は契約日以前の直近公表価格と納品日又は納品日以前の直近公表価格の差額をいう。以下「増減額」という。）を契約単価に加減する。ただし、増減額の算定に際し、特段の事情がある場合は、本市と受注者の協議により定めることができる。 2 1に基づく契約単価に加減する場合は、請求書には「契約単価に納品量に乗じた金額」と「納品時点の増減額に納品時点の納品量に乗じた金額の全ての合計額」をそれぞれ個別に記載することとし、詳細は担当者と協議すること。 ○灯油 1 落札決定後に契約単価は変更しないが、発注者又は受注者の求めがあった場合は双方協議のうえ、経済産業省資源エネルギー庁が公開している「給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）の灯油店頭現金価格における京都の価格」（以下「公表価格」という。）の増減額の18分の1（契約日又は契約日以前の直近公表価格と納品日又は納品日以前の直近公表価格の差額をいう。以下「増減額」という。）を契約単価に加減する。ただし、増減額の算定に際し、特段の事情がある場合は、本市と受注者の協議により定めることができる。 2 1に基づく契約単価に加減する場合は、請求書には「契約単価に納品量に乗じた金額」と「納品時点の増減額に納品時点の納品量に乗じた金額の全ての合計額」をそれぞれ個別に記載することとし、詳細は担当者と協議すること。
---------	---

※価格変動条項については情勢の変化（安定供給）により廃止するものとする。

○経済産業省資源エネルギー庁「給油所小売価格調査（ガソリン・軽油・灯油）」算出資料

増減額（契約日と同日以前の直近公表価格と納品時と同日以前の直近公表価格の差額）算出方法

例 3月1日 契約日 レギュラー1リットル契約単価（税込）155.55円

3月3日 給油 契約日と同日以前の直近公表価格（2/24）157.00円

納品時（給油時）と同日以前の直近公表価格（3/2）158.20円

＜増減額：1リットル当たり＞ $158.2 - 157.00 = 1.20$ 円

「請求書には「契約単価に納品量に乗じた金額」と「増減額に納品量に乗じた金額」をそれぞれ個別に記載する」

レギュラー（契約単価分）23リットル 給油

$23 \text{リットル} \times 155.55 \text{円（契約単価：税込）} = 3577.65 \text{円}$

レギュラー（増減額分）23リットル 給油

23リットル× 30.20円(増減額:税込) = 694.60円

合計 4272.25円

請求額(円未満切り捨て) 4272円

給油日が複数ある場合や増減額が複数ある場合は、それぞれごとに計算し合算することとなります。

◇ 給油都度請求をする場合

請求の内訳	品名、寸法形状、業務内容等	単価及び数量・単位		金 額	備 考
	ガソリン	155.55	23	3577.650	
	増減分(○月○日)	30.20	23	694.600	価格変動分
		税込単価:円	単位:リットル		
[消費税率が通常と異なる場合] ☐ 税率改定前取引のため旧税率適用		税 抜 き 合 計			→端数処理前
		税込み請求金額		4,272	→1円未満切り捨て

◇ 複数給油分を一括して請求する場合（別紙内訳書がない場合）

請求の内訳	品名、寸法形状、業務内容等	単価及び数量・単位		金 額	備 考
	ガソリン	155.55	213	33132.150	
	増減分(○月○日)	30.20	23	694.600	価格変動分
	増減分(○月○日)	26.10	50	1305.000	価格変動分
	増減分(○月○日)	30.33	24	727.920	価格変動分
	増減分(○月○日)	27.50	21	577.500	価格変動分
	増減分(○月○日)	26.55	20	531.000	価格変動分
	増減分(○月○日)	28.11	28	787.080	価格変動分
	増減分(○月○日)	29.30	22	644.600	価格変動分
	増減分(○月○日)	33.31	25	832.750	価格変動分
		税込単価:円	単位:リットル		
[消費税率が通常と異なる場合] ☐ 税率改定前取引のため旧税率適用		税 抜 き 合 計			→端数処理前
		税込み請求金額		39,232	→1円未満切り捨て

◇ 複数給油分を一括して請求する場合（別紙内訳書を添付する場合）

請求の内訳	品名、寸法形状、業務内容等	単価及び数量・単位		金 額	備 考
	ガソリン	155.55	213	33132.150	
	増減分(別添内訳書のとおり)			6100.450	価格変動分
		税込単価:円	単位:リットル		
[消費税率が通常と異なる場合] ☐ 税率改定前取引のため旧税率適用		税 抜 き 合 計			→端数処理前
		税込み請求金額		39,232	→1円未満切り捨て

見 積 書

令和 8 年 9 月 日

京都市長

所在地

会社名

代表者名

担当者名

電話番号

F A X 番号

下記のとおり見積申し上げます。

期間 令和8年10月1日～令和8年12月28日

品 名	数量	単価	金額
レギュラーガソリン	1, 1 0 0 0		
軽 油	8 5 0 0		
混 合 油	2 0 0		
灯 油	3 0 0 0		
合 計			

※数量は昨年度実績、数量の増減はある可能性あり。

(うち消費税、地方消費税及び軽油引取税相当額を含む)

記載例

見 積 書

令和 8 年 9 月 日

京都市長

所 在 地
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
電 話 番 号
F A X 番 号

下記のとおり見積申し上げます。

期間 令和8年10月1日～令和8年12月28日

品 名	数量	単価	金額
レギュラーガソリン	1, 1 0 0 0	A	$1,100 \times A$
軽 油	8 5 0 0	B	$850 \times B$
混 合 油	2 0 0	C	$20 \times C$
灯 油	3 0 0 0	D	$300 \times D$
合 計			上記の合計金額

(うち消費税、地方消費税及び軽油引取税相当額を含む)